

# 高岡市民病院改革プランに関する骨子と施策

骨 子	内 容
<b>I 基本方針</b>	
1 基本的な考え方 ・ 国の公立病院改革ガイドラインに基づくプランの策定	健全経営の下、良質で安全・安心・納得の医療、公立病院としての使命である不採算医療（救急・精神・結核・感染症・高度先進医療）を安定的かつ継続的に提供する。 <b>住民の期待に応えられる医療の提供を目指す。</b>
2 事業計画期間	第Ⅲ期中期経営計画 ※ 第Ⅱ期中期経営計画の事業年度（H18～H21）途中ではあるが、国の公立病院改革ガイドラインに準拠した事業計画期間とする。 <b>事業計画期間：平成21年度～平成25年度（5年間）</b>
3 推進体制	① 高岡市民病院経営企画推進委員会を中心とした推進体制（P D C Aサイクルを活用した事業進行管理） ② 高岡市民病院経営懇話会での助言による検討・見直し ③ 高岡市行財政改革市民懇話会での意見を踏まえた検討・見直し
4 事業の点検・評価・公表	① 本院でのプラン策定については、プロセスや進行状況等をホームページで公表するとともに、パブリックコメントを実施し、常に住民の声に傾注しながら検討・見直しを図る。 ② 透明性の高い病院運営を目指し、事業の実施状況を点検・評価・公表する。 ・ 点検・評価 → 「高岡市民病院経営懇話会」 「高岡市行財政改革市民懇話会」 ・ 公表 → 病院情報誌、病院ホームページ及び市の広報紙等
施 策	取 組 内 容
<b>Ⅱ 事業計画</b>	
1 地域に開かれた安全・安心・納得の医療の提供	
(1) 開かれた病院づくり	① 患者満足度の向上 ・ E B M実践の推進 ・ 待ち時間短縮や診察予定時間の表示による利便性の向上 ・ 療養環境（アメニティー）の充実 ・ ボランティアの活用 ・ クレジットカード支払い制度の導入による利便性の向上 ・ 市民病院口座の新規開設（3金融機関） ② 信頼度の向上 ・ 病院機能評価の更新と業務内容の充実強化 ・ 診療情報を定期的に公表する。（がんの5年生存率等） ・ セカンドオピニオン外来（平成19年4月開設）等の充実 ・ 医療安全対策の充実強化 ③ 権利の尊重とプライバシーの保護 ・ 「患者の皆様の権利を尊重します」に基づき、インフォームドコンセントの徹底を図る。 ・ 病院情報システムについては、セキュリティー対策に万全を期すとともに個人情報の適正な利用と管理を図る。 ・ 病院職員（委託業者を含む）の個人情報の取扱いに関する教育
施 策	取 組 内 容
(2) 医療の質の向上 「新富山県医療計画」（平成20年3月改定）に基づく4疾病5事業の	① 急性期医療の充実 ・ 救急医療体制の充実 ・ 災害拠点病院等病院機能の充実 ・ 精神科救急医療体制の充実

提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・結核対策に関する医療体制の充実</li> <li>・感染症対策に関する医療体制の充実</li> <li>② 高度先進医療の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・がん対策（地域がん診療連携拠点病院としての機能強化）</li> <li>・脳卒中对策（富山県脳卒中情報システムの活用による脳卒中对策等）</li> <li>・心疾患対策</li> </ul> </li> </ul> <p><b>公的病院の機能分担により、高岡市立の病院としての医療の充実を図る。</b>  <b>救急・精神・結核・感染症・高度先進医療(がん・脳卒中等)</b></p>
(3) 医療連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 紹介、逆紹介の向上</li> <li>② 病病・病診連携の強化(「高岡れんけいネット」の利活用)</li> <li>③ 地域連携クリニカルパスの推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域連携クリニカルパスの充実 （がん疾患地域連携クリニカルパスについての推進）</li> <li>・地域完結型医療の提供</li> </ul> </li> <li>④ 医療支援機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急患者受入体制の整備（高岡地区救急医療協議会）</li> <li>・救急救命士の更なる資質向上への援助（気管挿管等） （高岡メディカルコントロール協議会における救急救命士実習病院としての機能強化）</li> <li>・高度医療機器（C T・MR I等）の共同利用の活用・促進</li> <li>・症例検討会等の開催による医療情報の提供（C P C等）</li> <li>・がんサージカルボードの充実</li> <li>・オープンベッドの利活用</li> <li>・地域リハビリ広域支援センターとしての役割・機能の強化</li> </ul> </li> </ul>
(4) 情報化の推進と教育・研修機能の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 病院情報システム機能の向上 <ul style="list-style-type: none"> <li>・1患者1カルテの利点を活かした既往歴等の把握による病気の予防</li> <li>・医療画像データのデジタル化による院内の迅速な伝達システムの向上とチーム医療の推進・充実</li> <li>・地域医療機関との画像や医療情報の交換等、地域連携強化のためのネットワーク化の推進（「高岡れんけいネット」の利活用）（再掲）</li> </ul> </li> <li>② 良質で高度な医療の提供と資質向上及び職員キャリアアップへの支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師・看護師・その他医療技術職員の学会・研究会等への参加</li> <li>・北陸がんプロフェッショナルへの積極的な参加による資質向上</li> <li>・認定看護師、専門薬剤師等コメディカル部門職員の資格・認定取得</li> </ul> </li> </ul>
<b>2 経営の効率化への取組み ～安定かつ継続的な経営改革を目指す～</b>	
(1) 地域住民参画による健全経営	高岡市で唯一の市営の病院として、また、高岡医療圏の中核病院としての使命を全うするため、高度先進的医療や政策医療等を継続的かつ安定的に提供するため、地方公営企業としての経済性を発揮し自立性の高い健全経営を目指す。
(2) 収益の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 医業収益の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・診療報酬の適正な算定と新たな診療収入の確保</li> <li>・医療機器の整備(高度医療機器の更新計画H21～H24)</li> <li>・収益目標の設定と進行管理</li> <li>・病院経営指標の明確化 入院・外来患者数・診療単価、病床利用率、医業収支比率、職員給与費比率等</li> <li>・未収金対策</li> </ul> </li> </ul>
<b>施 策</b>	<b>取 組 内 容</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>② DPCの適切な運用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象病院に向けて、院内医療情報の整備</li> <li>・ジェネリック医薬品の利用促進</li> </ul> </li> <li>③ 経営管理体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院職員の経営参画意識改革</li> <li>・リーダーとなる医療経営管理者の養成（医師、看護師、事務職員）</li> </ul> </li> </ul>

(3) 一般会計繰入金の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 救急医療補助金</li> <li>② 結核病床運営費補助金</li> <li>③ 精神病床運営費補助金</li> <li>④ 高度医療補助金</li> <li>⑤ 特殊診療補助金</li> <li>⑥ 医師研究研修費補助金</li> <li>⑦ 企業債元利償還金補助金</li> <li>⑧ 追加費用・基礎年金拠出金に対する支援</li> </ul>
(4) 医師・看護師の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 医師不足解消のための大学医局との連携</li> <li>② 臨床研修医の確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨床研修医育成事業強化による研修医の本院定着を図る。</li> </ul> </li> <li>③ 勤務医対策への取組み(過重労働緩和策の検討)</li> <li>④ 看護師確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・7対1看護体制による入院患者数に見合った看護師数の確保</li> <li>・産休・育休者の代替要員の確保</li> </ul> </li> <li>⑤ 看護専門学校の実充</li> </ul>
(5) 費用の節減等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 医薬材料費の効率的な運用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・同種同効薬・同一規格品の更なる整理統合</li> <li>・ジェネリック医薬品の利用促進(再掲)</li> <li>・不良在庫解消のための在庫管理の強化(物品管理システム)</li> </ul> </li> <li>② 高コスト対策の是正 <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託業務の定期的な見直し</li> <li>・新たな外部委託業務の検討</li> <li>・契約方法の検討・見直し</li> </ul> </li> <li>③ 医療機器の更新計画の作成</li> <li>④ 修繕計画の作成</li> <li>⑤ 光熱水費の節減</li> </ul>
(6) 適正な職員配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 収支計画に基づいた人員配置計画</li> <li>② 医師確保(再掲)</li> <li>③ 看護師確保(再掲)</li> <li>④ 病院機能強化に必要な人員の確保(薬剤師・診療情報管理士等)</li> <li>⑤ 民間委託の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな外部委託業務の検討(再掲)</li> </ul> </li> </ul>

### 第三 再編・ネットワーク化

留意事項 ※県は、医療計画の改定と整合を確保しつつ、主体的に参画

- ① 二次医療圏単位での経営主体の統合の推進
- ② 医師派遣等に係る拠点病院機能を有する病院の整備
- ③ 病院機能の再編成及び病院・診療所間の連携体制(病院間の機能重複を避け、統合・再編含め検討)
- ④ モデルパターンを提示(資料No.2、別添2を参照)

### 第四 経営形態の見直しについての検討

	地方公営企業法 (一部適用)	地方公営企業法 (全部適用)	特定地方独立行政法人 (公務員型)	特定地方独立行政法人 (非公務員型)	指定管理者
一般会計負担金	地方公共団体が負担すべき経費を一般会計から繰り入れる。	同左	必要な経費を市から運営費交付金として交付	同左	必要な経費を、市から指定管理料として交付
職員採用	職員定数条例で定められており、柔軟な職員の増員・配置、随時採用には	公営企業管理者に権限が付与されているが、実態として地方公共団体組織	理事長の判断により必要な時期に必要な職員を採用することが可能	同左	指定管理者の裁量による。

	限界がある。	全体の人事管理に組み込まれ、柔軟な職員の増員・配置、随時採用には限界がある。	(定数の制約はない)		
<b>職員給与</b>	国の人事院勧告に準拠した給与・勤務条件がそのまま適用される。	実態として、人事院勧告に準拠した給与・勤務条件がそのまま適用され、経営状況が反映されないケースが多い。	制度上は独自の給与体系が可能だが、地方公共団体の給与体系に準拠するケースが想定される。	正規職員でも短時間、曜日限定等の柔軟な勤務条件が設定可能	指定管理者の、経営状態に合わせた給与・勤務条件
<b>予算</b>	予算単年度主義による制約及び議会の議決が必要	同左	議会の議決は不要。利益を翌年度の使途に充当が可能	同左	指定管理者の裁量による。
<b>人事</b>	組織、定数が規定されているため状況の変化に応じた柔軟で機動的な組織見直し採用は困難	実態としては一部適用と同様	理事長の判断により組織見直し、職員採用が可能で、年度途中でも柔軟な対応が可能	同左	指定管理者の裁量による。
<b>業務の専門性の維持・向上</b>	事務職等は2、3年で交代するケースが多い。	管理者に権限が付与されるが、実態として組織全体の人事管理に組み込まれる。	理事長の判断により、必要な時期に必要な職員を採用することが可能	同左	指定管理者の裁量による。
<b>公共的役割の維持確保</b>	市の直営であり、公益的医療が継続的に確保される。	同左	公益的医療を担うため市が出資して運営される組織であり、公益的医療が継続して確保	同左	指定管理者に応募する者が必ずあるとは限らないことや経営難等の原因で医療の継続が保証されない。

[戻る](#)